

平成 29 年 2 月 24 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部  
組織犯罪対策企画課 犯罪収益移転防止対策室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」  
に対する意見の提出について

平成 29 年 1 月 27 日付けで意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙の  
とおりに取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し  
あげます。

以 上

**「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」への意見等について**

項番	対象条項	意見・質問等
1	第4条第1項第7号ハ	本改正は、ガス事業法の改正による、形式的な、ガス事業者の類型の変更であり、犯収法施行規則の改正前後において、その対象範囲（簡素な顧客管理を行うことが許容される）に変更はないとの理解でよいか。
2	第4条第1項第7号ニ	学校教育法第124条に規定する専修学校に該当するかについては、どのように確認すればよいか。顧客本人に確認する方法やインターネット等により確認する方法など、合理的と考えられる方法で確認すればよいか。
3	同上	専修学校が、「高等課程」及び「専門課程」に該当するかについては、どのように確認すればよいか。顧客本人に確認する方法やインターネット等により確認する方法など、合理的と考えられる方法で確認すればよいか。
4	同上	専修学校の「高等課程」、「専門課程」に該当するか確認する際に、文部科学省のホームページのほかに、参考となるような情報があればご教示いただきたい。また、文部科学省のホームページからのリンク先について、専修学校・各種学校の一覧が掲載されているが、「高等課程」、「専門課程」の記載の有無が区々なため、記載いただくことを検討いただきたい。
5	同上	学校教育法第126条第1項に「高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。」、同2項「専門課程を置く専修学校は専門学校と称することができる。」とある。 上記法の趣旨に鑑みれば、「高等専修学校」または「専門学校」と称している学校は、その事実だけで「簡素な顧客管理を行なうことが許容される学校に該当する」という理解でよいか。
6	同上	本改正の対象となる専修学校は、学校教育法に規定された学校で、「高等課程」および「専門課程」に限られる。学校側が振込用紙に〇〇専修学校〇〇課程と記載していない場合、また、学校側が記載していたとしても、顧客が振込用紙を紛失した場合、簡素な顧客管理を許容するかどうかは金融機関で合理的に判断するという理解でよいか。

7	同上	警察庁におかれては、文部科学省等に対し、専修学校の振込用紙には〇〇課程と記載することを義務付けることを促す等、顧客に混乱をきたすことなく、本改正が円滑に浸透されるように適切な対応をお願いしたい。
8	同上	これまで、専修学校が「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象とされていなかった理由として、設置者に特段の限定がなく学校法人以外の私人であっても設置が可能であること、入学資格等に特段の資格要件が定められていないことなどが推察されるが、今回、専修学校のうち、「高等課程」および「専門課程」に対する入学金等の支払いについて、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に追加されることになった背景をご教示いただきたい。また、昨年10月の犯収法改正法施行から6か月で改正となった理由をご教示いただきたい。
9	同上	専修学校のうち「高等課程」及び「専門課程」が簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として追加されたが、「一般課程」が対象でない理由をご教示いただきたい。
10	同上	学校教育法第124条に規定する専修学校については、各課程により就学対象者は異なるが、組織的な教育を行う目的や文部科学大臣が定める設置する基準は同じであるため、「一般課程」も簡素な顧客管理を行うことが許容される取引先に追加していただきたい。店頭で、振込先が「高等課程」、「専門課程」「一般課程」のいずれに該当するかを判断することは極めて困難。「一般課程」が、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に追加されないのであれば、「一般課程」は取引時確認が必要となることを十分に周知していただきたい。
11	同上	専修学校のうち「高等課程」および「専門課程」のみ簡素な顧客管理を行うことが許容されているが、都道府県知事（または都道府県の教育委員会）に認可されている専修学校および各種学校は全て許容いただきたい。許容されないのであれば、その理由をご教示いただきたい。
12	同上	入学金等の支払いについて簡素な顧客管理を行うことが許容される対象の学校に、幼稚園、各種学校を加えていただきたい。今回の改正により、簡素な顧客管理を行うことが許容される対象の学校が拡大される一方、幼稚園、各種学校への支払いは引き続き取引時確認が必要であり、顧客、金融機関双方にとって複雑な手続となっている。
13	同上	今回の改正により、簡素な顧客管理を行なうことが許容される学校の判定は、ますます複雑となる。誤った判定は「法令違反」や「お客さまへの過度な取引時確認依頼（振込依頼人や当該学校からの苦情につながる）」に直結するおそれがある。また、入学金・授業料等の取扱時期は特定月に集中することから、学校の判定は煩雑を極めることに加え、振込

		の時限性に鑑み、遅滞なく判定をすることが求められる。これらの事情を配慮いただき、より、顧客の利便性に資する制度とするため、学校教育法に規定する「学校」すべてを、簡素な顧客管理を行なうことが許容される学校とするよう改正することを、今後検討いただきたい。
14	同上	平成 27 年 9 月に公表された、犯収法に関するパブリックコメントの結果 (NO. 48、49) において、「入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの」の「その他これらに類するもの」については、「入学金、授業料と同時に支払われるものが挙げられる」という考え方が示されているが、この考え方は今回の改正においても変わらないとの理解でよいか。
15	同上	今般 (平成 29 年 4 月 1 日施行予定) の改正について、金融機関の窓口で、少しでも円滑に顧客対応を行うために、最低でも 3 週間程度前 (平成 29 年 3 月 10 日頃) には各営業店への通知が必要と考えている。 この時期は、入学金・授業料等の取扱い件数がピークを迎えることもあり、営業店において法改正前・後の取扱いを誤認するリスクが高まる。これらの事情を配慮いただき、意見照会への回答を可及的速やかをお願いしたい。
16	同上	今回の改正は、簡素な顧客管理を行うことが許容される対象が拡大され、顧客の利便性に資するものである一方、一部専修学校、幼稚園、各種学校等については引き続き取引時確認が必要とされており、顧客、金融機関の双方にとって複雑な仕組みとなっている。4 月以降、顧客に混乱をきたすことなく、円滑に実務を行うため、関係省庁におかれては、関係する学校、顧客に対し、十分に周知活動を行っていただきたい。

以上